

# 荒尾市子ども・子育て支援事業計画 (素案)



# 目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の基本理念	2
5. 計画の基本目標	3
6. 計画の策定体制	4
第2章 荒尾市の子ども・子育てを取り巻く現状	6
1. 人口等の推移	6
2. 就労環境	12
3. 保育・教育の現状	15
4. アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ	18
第3章 計画の内容	23
1. 教育・保育提供区域の設定	23
2. 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」	23
3. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」	26
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	36
5. 産後の休業及育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保	37
6. 親と子どもの健康づくりの促進	38
7. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実及び県の施策との連携	40
8. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた県の施策との連携	44
第4章 計画実現のために	45
1. 計画の推進体制	45
2. 進捗状況の点検と評価・公表	45



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成2年の「1.57ショック」を契機に少子化の問題が大きく取り上げられるようになり、平成6年12月のエンゼルプランの策定を皮切りに、少子化の流れを変えるための施策が実施されてきました。また、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、それまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

本市においては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、中間年度の平成21年度に見直しを行いました。平成22年3月に、平成22～26年度を計画期間とする「あら'お親子わくわくプラン（後期計画）」を策定し、国の動向を踏まえつつ、計画的に子ども・子育て支援の取り組みを充実させてきたところです。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に保育所においては待機児童問題が深刻化しています。

こうした中、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。平成27年度から、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』が本格施行され、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ることとされています。

本市においても、『子ども・子育て支援新制度』の円滑な実施のため、乳幼児期の教育・保育や地域における子育て支援に関する計画の策定が必要となります。平成26年度に最終年度を迎えた「あら'お親子わくわくプラン（後期計画）」の基本理念を引き継ぎつつ、子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保することを目的とする新たな計画として、「荒尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の性格と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、県の「子ども・子育て新事業計画」や、市の上位計画である「荒尾市総合計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図りました。

## 3 計画の期間

この計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度を目標年度とする 5 か年計画とします。

## 4 計画の基本理念

あす  
未来に羽ばたく子どもらを とともに育てる街  
あら' お

子どもは一人ひとりそれぞれに個性（個性的な特性）を持ち、社会にとってかけがえない存在です。また、子どもは自ら伸びていく無限の可能性を持っています。すべての子どもたちが豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、生きる喜びと未来（あす）に羽ばたく力を育むことが、荒尾市民全体の願いです。

現在の少子化は、核家族化や都市化など子どもと家庭を取り巻く環境の変化の中で、私たちの国が「子どもを生み・育てにくい社会」となっていることを反映しています。

しかし、子育ては本来楽しいものであり、「あら?」「お!」と新たな発見と感動の連続です。だからこそ、行政や企業、地域社会を含め、市民すべてが協働し、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

本計画では、「あら’ お親子わくわくプラン（後期計画）」の基本理念を引き継ぎ、地域をあげて子どもをともに育て、子どもとともに育ち合う風土、子育ての楽しさ・大切さの発見と感動をあらゆる人々が分かち合える風土を、「あら’ お」のまちにしっかりと築けるよう、子ども・子育て支援事業の展開を図ります。

## 5 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下の5点を計画の基本目標とします。

### ★基本目標1★

#### 子どもが健やかに成長するための環境づくりを進める

子ども・子育て支援は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、乳幼児期から質の確保された教育・保育や子育て支援サービスが安定的に受けられるような環境づくりを進めます。

### ★基本目標2★

#### 地域みんなで見守り育てる

子育ては、保護者が、家庭の中だけでなく、地域の人々とのつながりを持ちながら、子どもを育てていくことが必要です。また、教育・保育施設が地域に開かれていることや、保護者以外の地域の人々が子育て支援に参加することも、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会を目指します。

### ★基本目標3★

#### 子育て家庭の不安を解消する

子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

### ★基本目標4★

#### さまざまな子育て家庭に配慮した支援を提供する

子育て家庭と一言でいってもその環境はさまざまであり、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。関係機関等と連携し、児童虐待の予防に取り組むとともに、配慮が必要なひとり親家庭や障がい児のいる家庭等への施策の充実を図ります。

### ★基本目標5★

#### 安心して子どもを生き育てることができる社会を推進する

男女を問わず子育て中の保護者が、仕事を続けながら子育てと向き合えるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすい社会を目指します。

## 6 計画の策定体制

### (1) 荒尾市子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「荒尾市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

## (2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

### ●アンケート調査の実施概要

調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成25年11月20日から平成25年12月4日まで	
対象者	市内在住の就学前児童の保護者 (1,500人を無作為抽出)	市内在住の小学生の保護者 (1,500人を無作為抽出)
配布数	1,500 件	1,500 件
回収数	612 件	571 件
回収率	40.8 %	38.1 %

## (3) パブリックコメントの実施

平成26年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを行いました。

## 第2章 荒尾市の子ども・子育てを取り巻く現状

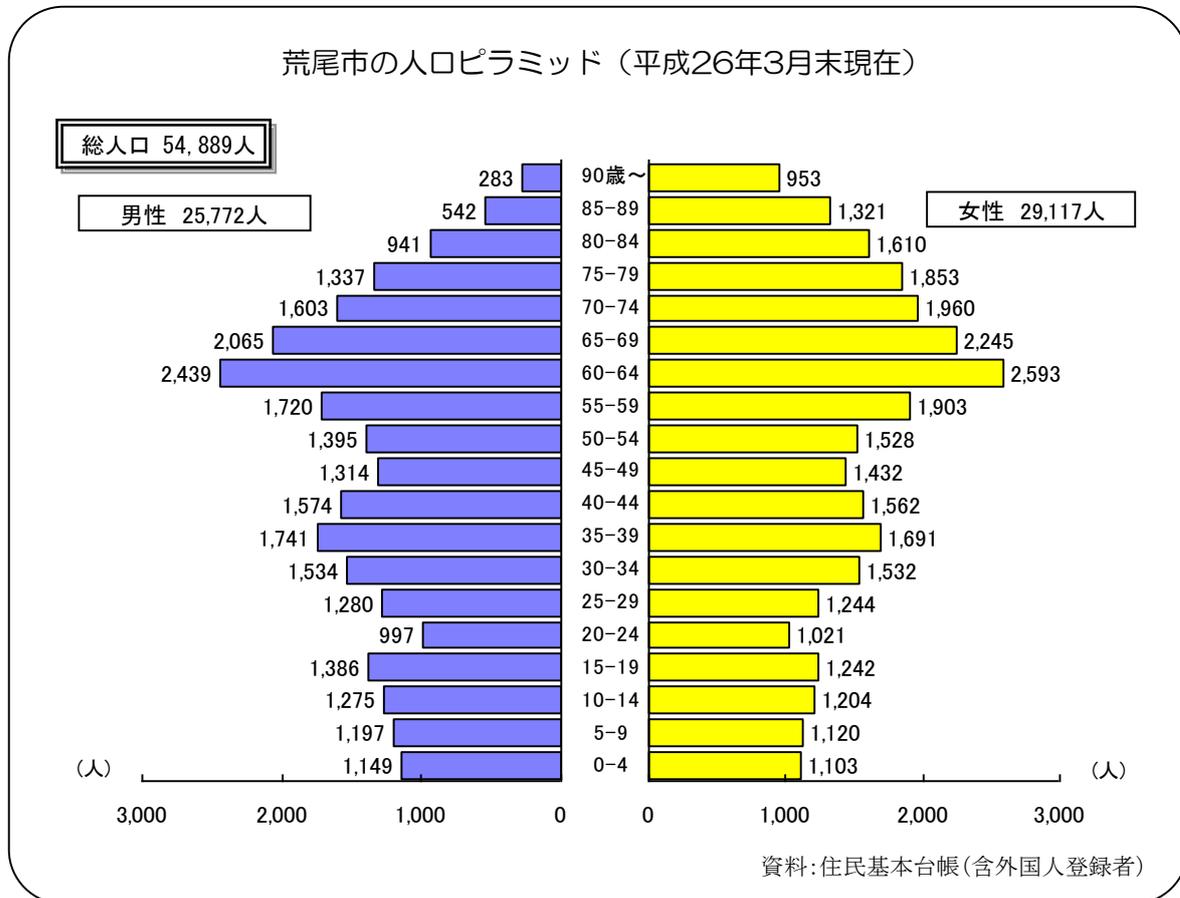
### 1 人口等の推移

#### (1) 人口の推移

##### ①総人口

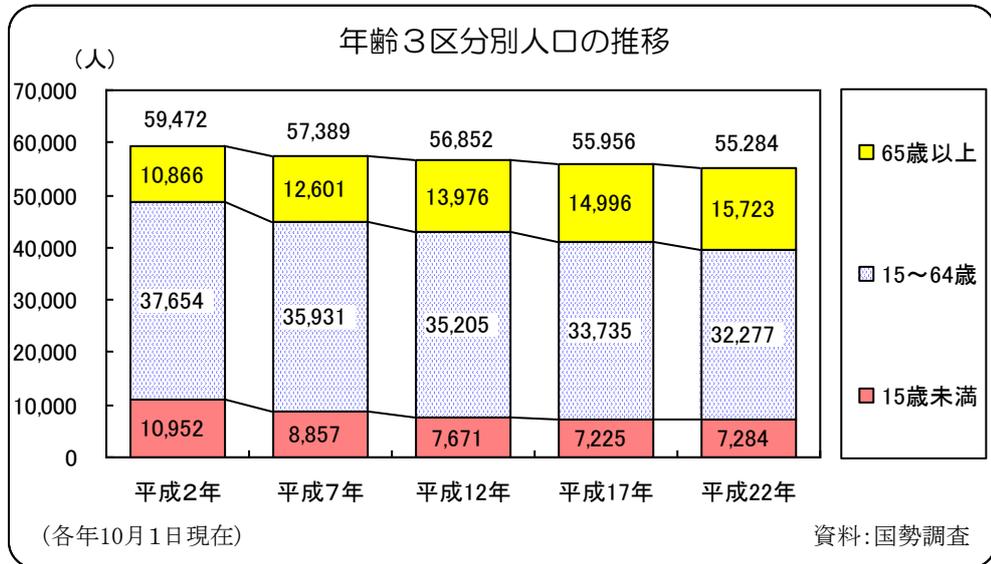
本市の平成26年3月末現在の総人口は、男性25,772人、女性29,117人の計54,889人です。人口ピラミッドを見ると、これから高齢期にさしかかる60～64歳の人口が最も多く、30歳未満の若い世代、特に20代の人口が少なくなっていることがわかります。

現在の30代に比べ、20代の人口がかなり少ないことから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。



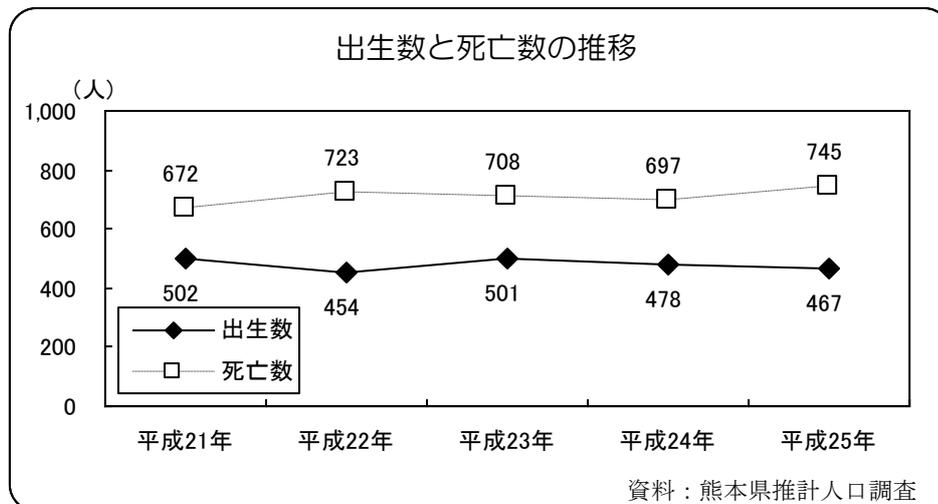
### ②年齢3区分別人口の推移

人口の推移を見ると、全体の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）は減少し続け、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けていることから、少子高齢化が確実に進んでいる状況がうかがえます。



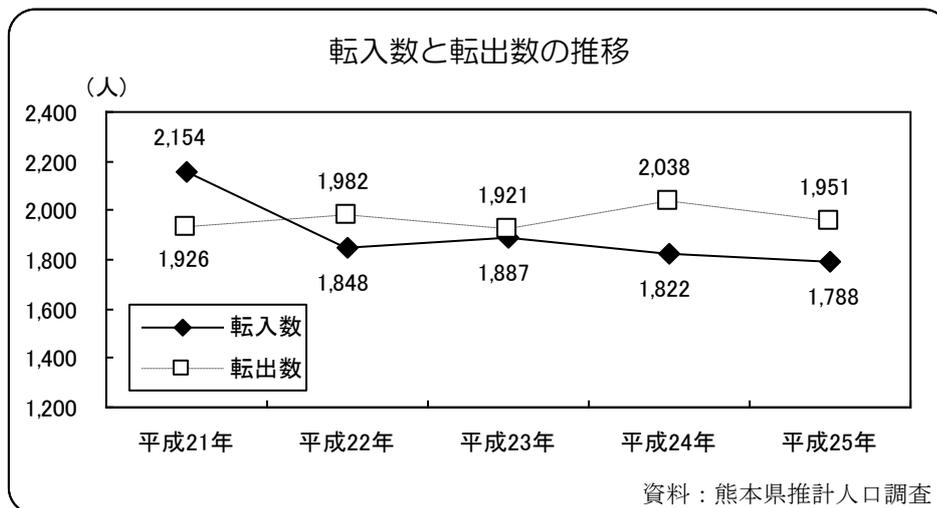
### ③自然動態—出生数と死亡数の推移—

本市の出生数、死亡数はここ数年ともに横ばい傾向ですが、一貫して死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。平成25年は出生数467人に対し死亡数745人と、278人の自然減となっています。



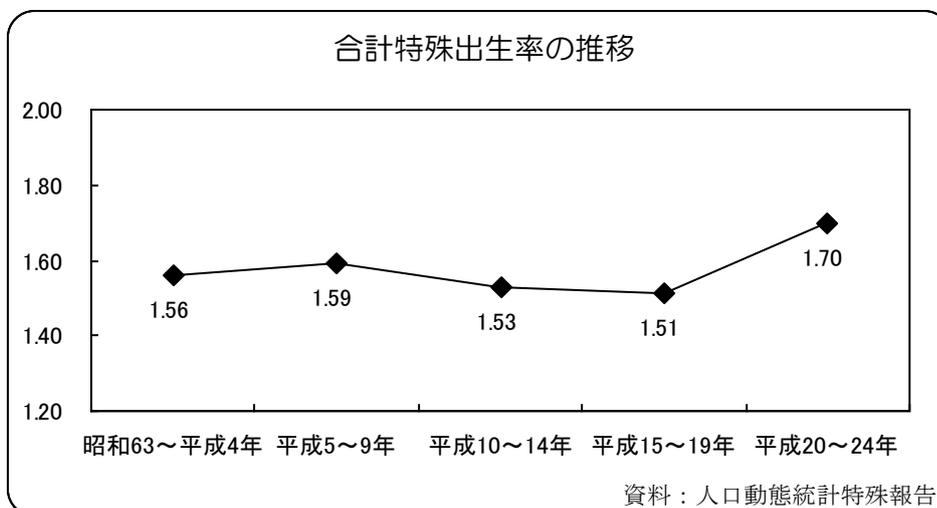
④社会動態—転入数と転出数の推移—

平成21年は転入数が転出数を上回っていましたが、平成22年以降は転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いており、平成25年は転入数1,788人に対し転出数1,951人と、163人の社会減となっています。



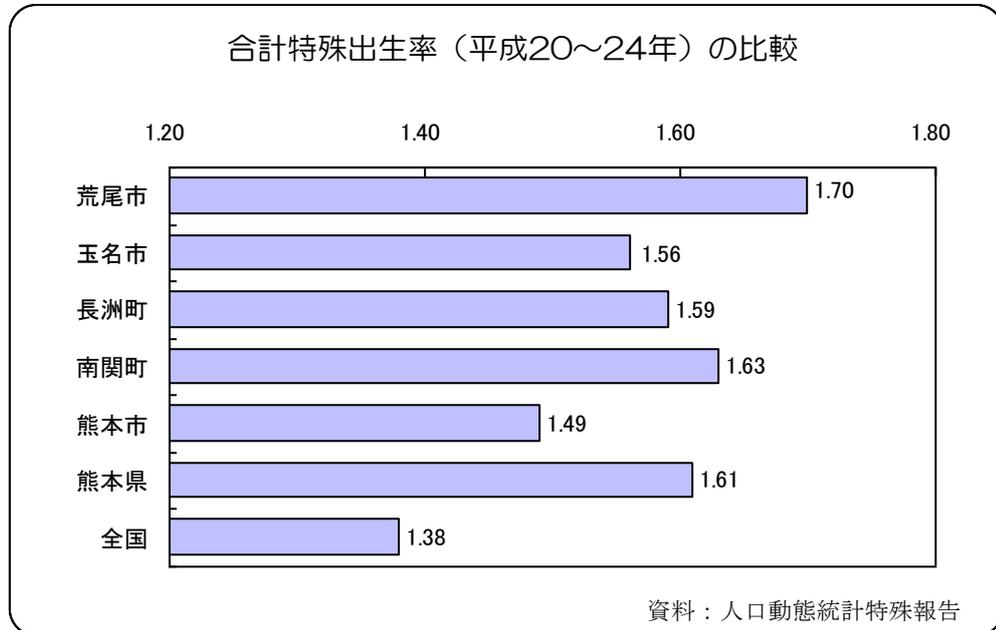
⑤合計特殊出生率の推移

昭和63年以降の5年スパンの合計特殊出生率の推移は下図のとおりで、平成5～9年の1.59から平成15～19年の1.51まで低下傾向にありましたが、平成20～24年は1.70に上昇しています。しかし、人口の維持に必要な合計特殊出生率が2.08程度とされていることを考えると、なお深刻な少子化状況が続いていることに変わりはありません。



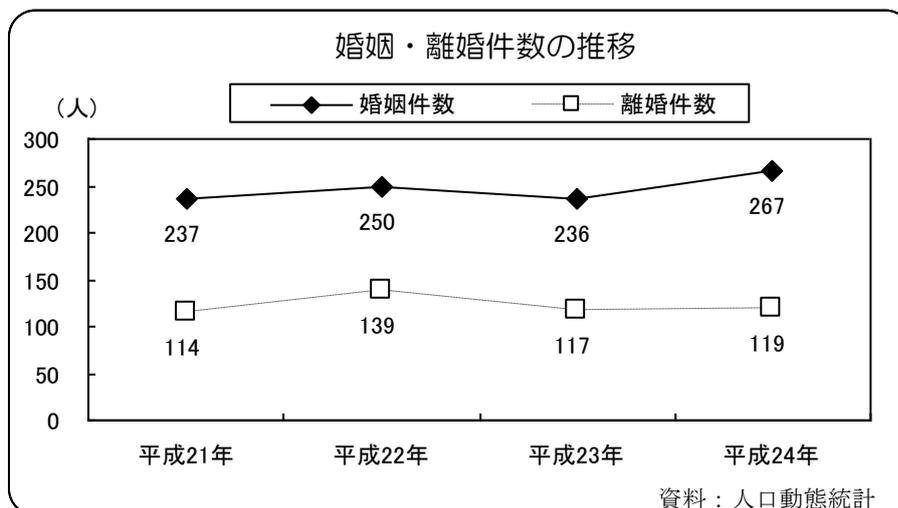
## ⑥合計特殊出生率の比較

平成 20～24 年の合計特殊出生率を、全国、県、近隣市町と比較した結果は下図のとおりで、本市の合計特殊出生率はいずれの数値も上回っています。



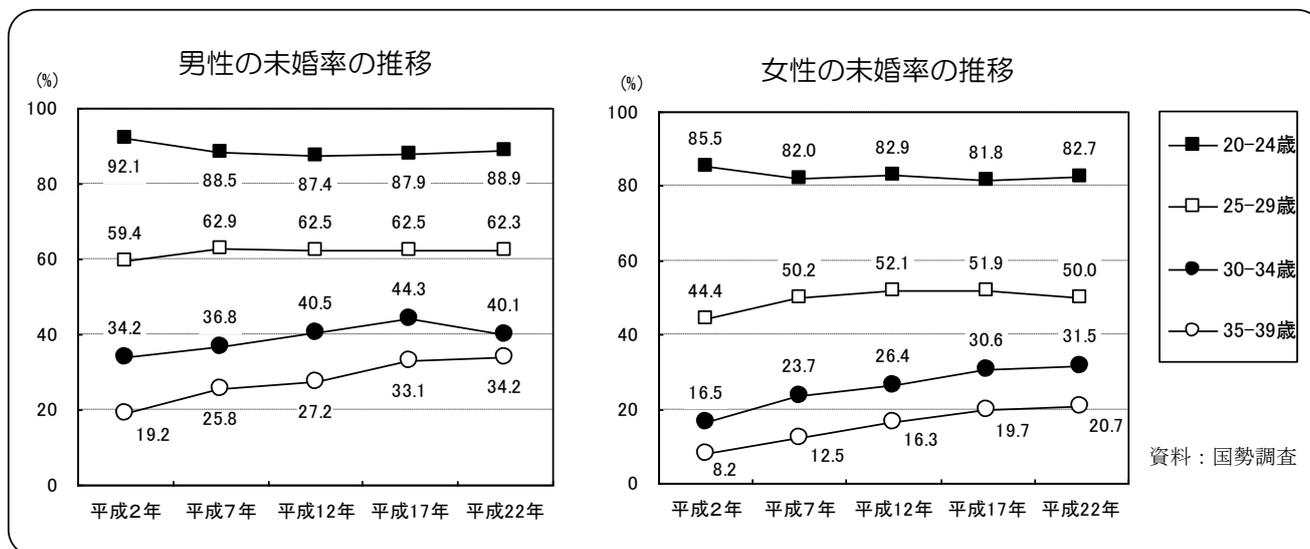
### (2) 婚姻・離婚件数の推移

平成 21～24 年の婚姻・離婚件数の推移は下図のとおりです。4 年間の平均婚姻件数は 247.5 件、平均離婚件数は 122.3 件となっており、毎年、婚姻件数の半数程度の離婚が発生していることがわかります。



### (3) 未婚率の推移

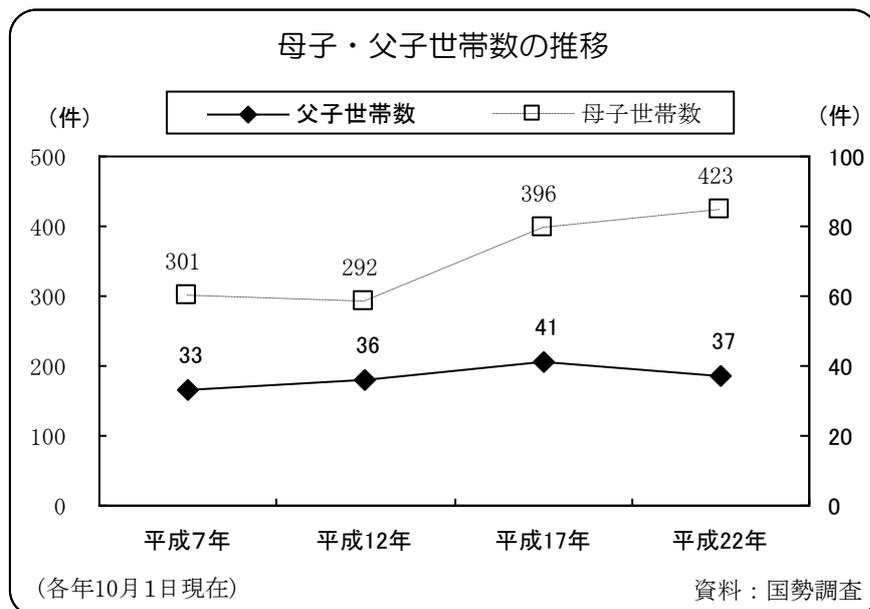
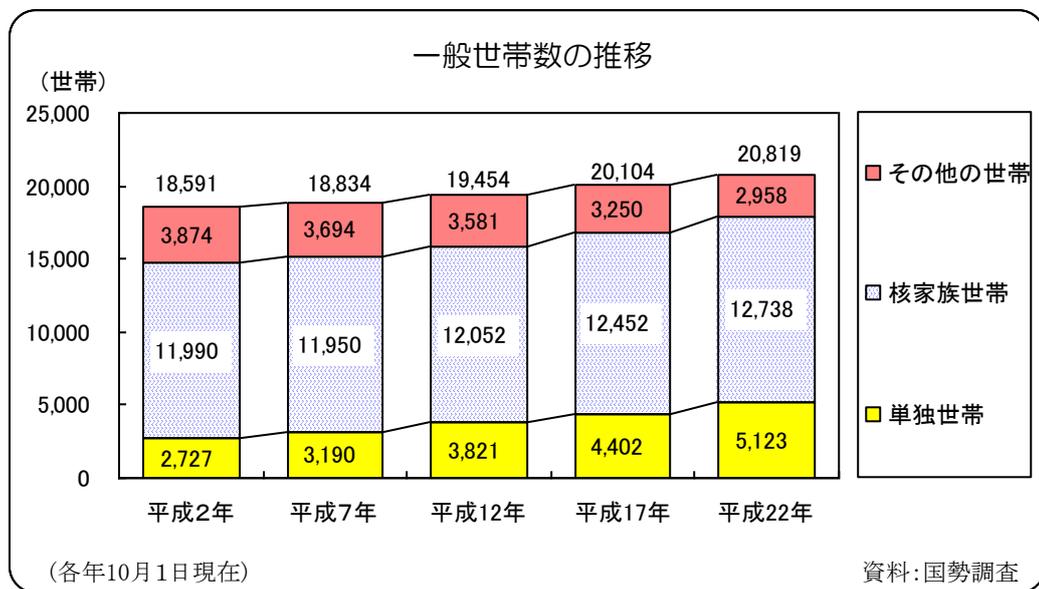
20～39 歳の男女の未婚率の推移を 5 歳階層別にみると、男性の 30 代後半、女性の 30 代で未婚率が上昇を続けていることがわかります。平成 22 年の 30 代後半では、男性の 3 人に 1 人、女性の 5 人に 1 人が未婚となっており、晩婚化、非婚化の傾向が続いていることがうかがえます。



(4) 世帯数の推移

平成2年からの20年間の世帯数の推移は下図のとおりで、単独世帯、核家族世帯の増加により、一般世帯総数も一貫して増加していますが、三世代家族等、その他の世帯は減少しています。

また、近年の離婚件数の増加の影響もあり、平成12年度以降、母子世帯数は増加傾向にあります。一方、父子世帯数はほぼ横ばい傾向にあることから、離婚した場合には母親が子どもを引き取るケースが多いことがうかがえます。

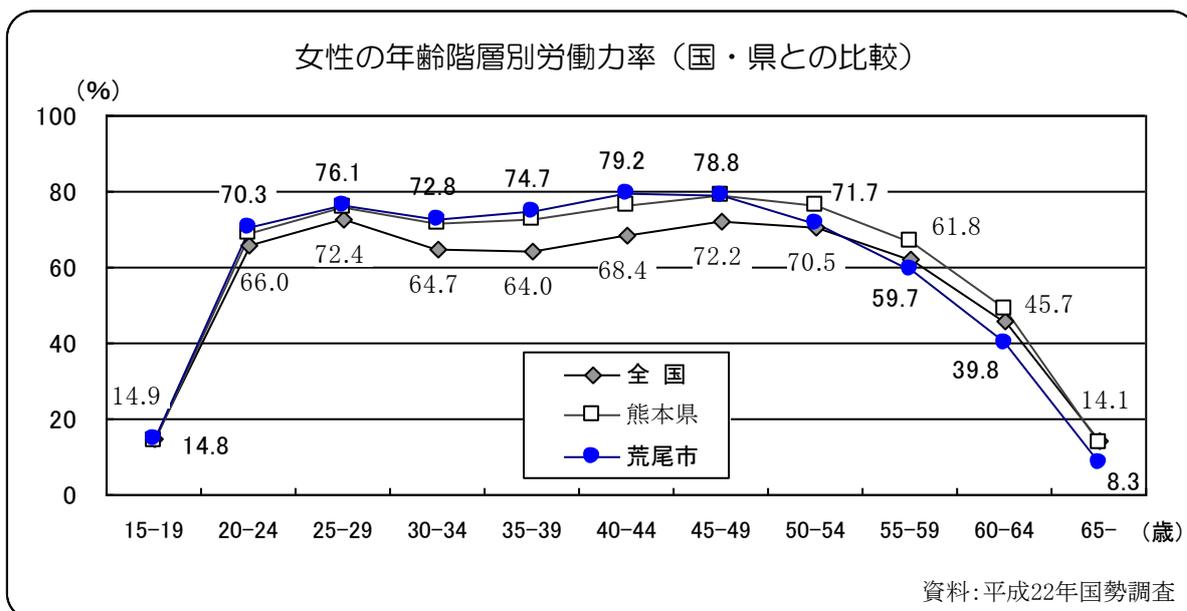


## 2 就労環境

### (1) 女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率を年齢階層別にみると、ほぼ県と同様の、いわゆる「M字カーブ」を描いていることがわかります。30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられますが、本市及び県の「M字カーブ」は国に比べると緩やかで、20～40代の労働力率も国より高い数値で推移しています。これは、夫婦共働きの割合や出産後も仕事を続ける女性の割合が国に比べるとやや高いことを示しています。

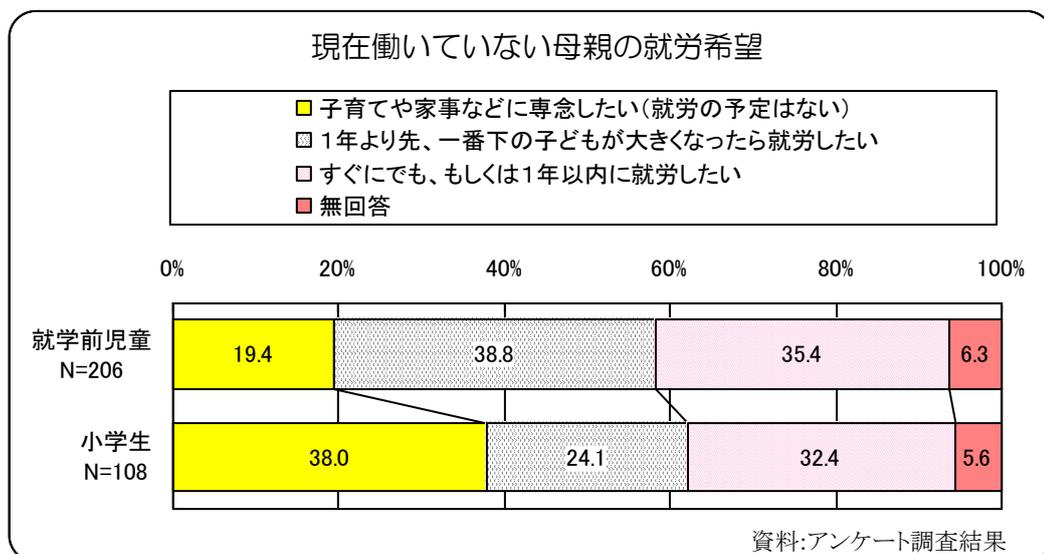
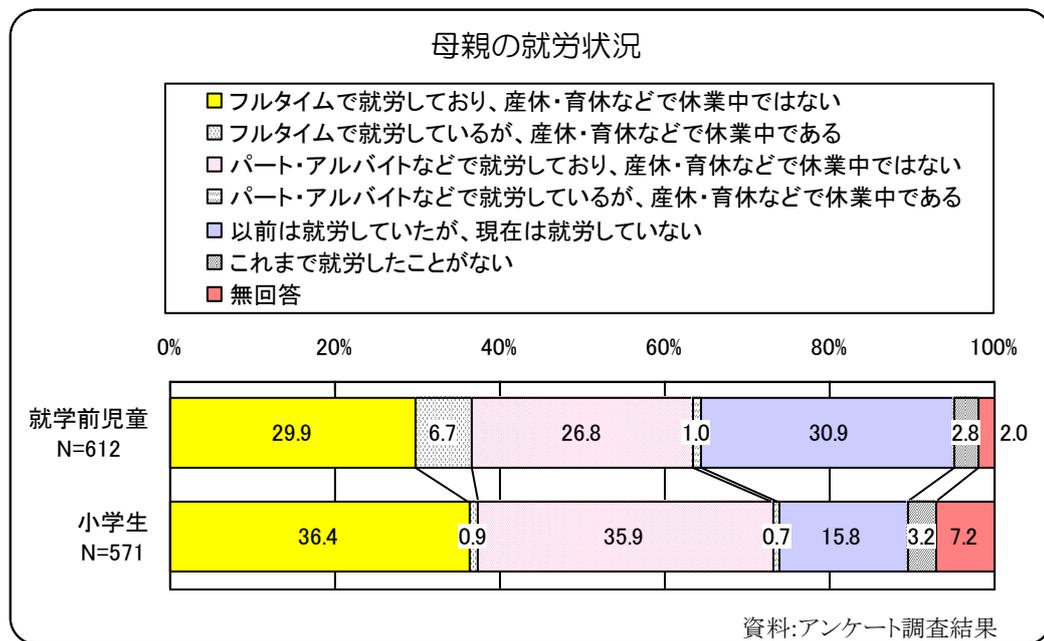
しかし、国に比べ緩やかとはいえ、「M字カーブ」が示すように、働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないために、一旦仕事を離れざるを得ない女性も少なくありません。働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる社会環境への整備を図る必要があります。



## (2) 母親の就労状況

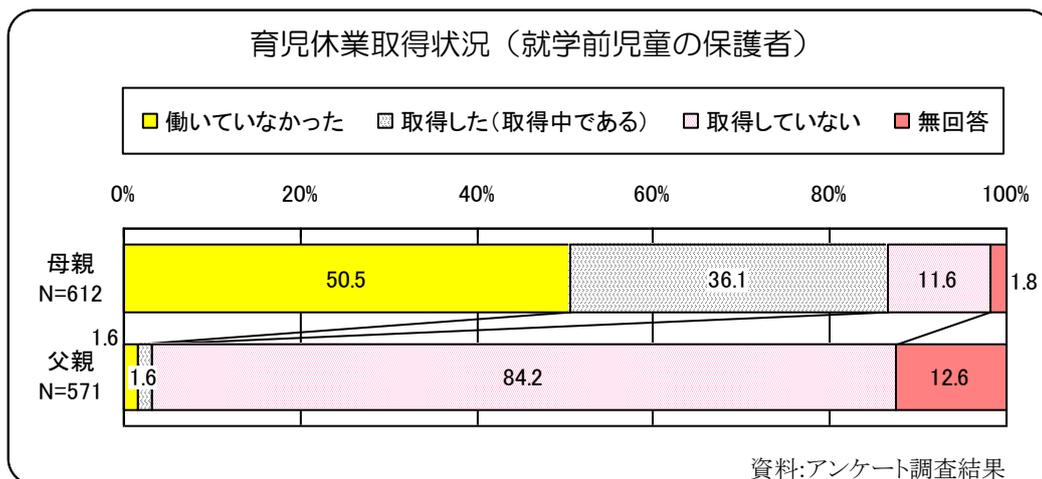
アンケート調査の結果から母親の就労状況をみると、就学前児童の母親で 64.4%、小学生の母親で 73.9%の人が働いており、夫婦共働きの世帯が一般化していることがわかります。

また、現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにでも、もしくは1年以内に」または「一番下の子どもが大きくなったら」就労したいと考えていることがわかります。



### (3) 母親の育児休業の取得状況

アンケート調査の結果から、就学前児童の保護者の育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」と回答した人は、母親で36.1%（働いていなかった人を除くと75.7%）、父親で1.6%（働いていなかった人を除くと1.9%）となっており、父親の取得は極めて低調であることがわかります。



### 3 保育・教育の現状

#### (1) 保育サービス

##### ① 認可保育所入所状況の推移

平成26年4月1日現在、市内には公立の認可保育所2施設、私立の認可保育所7施設  
の計9施設があり、総定員1,150人となっています。定員に対する入所率は保育所によ  
ってばらつきがありますが、保育所定員に関する国の弾力運用方針※に基づき、市  
内すべての保育所で定員を超えた受入れを行っています。

さらに、近年の保育需要の高まりにより、平成24年以降、待機児童が発生してお  
り、平成26年4月1日時点の待機児童数は12人となっています。

また、入所対象児童数に対する入所児童数の割合（入所率）は微増傾向にあり、平  
成26年4月1日時点の入所率は46.9%となっています。

認可保育所の定員数、入所児童数、入所率等の推移は、下表のとおりです。

※ 定員弾力化…保育所において待機児童解消等のために、定員を超えて児童を受け入れるようにすること。

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
入所対象児童数(0～5歳) A	2,848	2,778	2,820	2,775	2,703
市内保育所(園)数	9	9	9	9	9
公立保育所	2	2	2	2	2
私立保育所	7	7	7	7	7
定員	1,080	1,090	1,100	1,120	1,150
入所児童数(4月1日時点) B	1,185	1,232	1,248	1,249	1,268
公立保育所	137	138	145	129	125
私立保育所	1,048	1,094	1,103	1,120	1,143
利用率(B/A)	41.6%	44.3%	44.3%	45.0%	46.9%
待機児童数(4月1日時点)	0	0	7	11	12

※対象児童数は各年3月31日時点

資料:子育て支援課

②認可保育所入所状況の推移（年齢別）

平成22年からの認可保育所の年齢別入所状況の推移は以下のとおりです。年によって入所率にばらつきはありますが、0歳児及び1歳児の入所率は概ね高くなる傾向にあります。

保育所入所者数の推移（年齢別）

区 分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	児童総数(人)	478	446	474	451	416
	入所児童数(人)	169	190	177	184	176
	利用率(%)	35.4	42.6	37.3	40.8	42.3
1歳児	児童総数(人)	477	484	456	483	459
	入所児童数(人)	202	224	210	186	223
	利用率(%)	42.3	46.3	46.1	38.5	48.6
2歳児	児童総数(人)	464	460	476	440	472
	入所児童数(人)	228	202	241	240	208
	利用率(%)	49.1	43.9	50.6	54.5	44.1
3歳児	児童総数(人)	487	463	463	469	440
	入所児童数(人)	218	252	240	236	255
	利用率(%)	44.8	54.4	51.8	50.3	58.0
4歳児	児童総数(人)	453	479	472	452	465
	入所児童数(人)	224	225	256	239	248
	利用率(%)	49.4	47.0	54.2	52.9	53.3
5歳児	児童総数(人)	489	446	479	480	451
	入所児童数(人)	246	228	231	253	238
	利用率(%)	50.3	51.1	48.2	52.7	52.8

※各年3月31日現在

資料：子育て支援課

## (2) 幼稚園教育

## ①幼稚園入園状況の推移

幼児期における教育の重要性から、幼稚園教育に対する社会的要請は年々高まっていますが、一方で、近年の少子化と保育需要の増大により、在園児童数は定員を大きく下回った状態が続いています。平成26年5月1日時点の在園児数は577人で、対定員比53.2%となっています。

また、入園対象児童数に対する在園児童数の割合(利用率)は横ばい傾向にあり、平成26年5月1日時点の利用率は42.6%となっています。

幼稚園の定員数、在園児童数、入園率等の推移

(単位:人、園)

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
入園対象児童数(3～5歳) A	1,429	1,388	1,414	1,401	1,356
市内幼稚園数	8	8	8	8	8
公立幼稚園	0	0	0	0	0
私立幼稚園※	8	8	8	8	8
定員	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085
在園児童数(5月1日時点) B	619	575	609	591	577
公立幼稚園	0	0	0	0	0
私立幼稚園	619	575	609	591	577
利用率(B/A)	43.3%	41.4%	43.1%	42.2%	42.6%

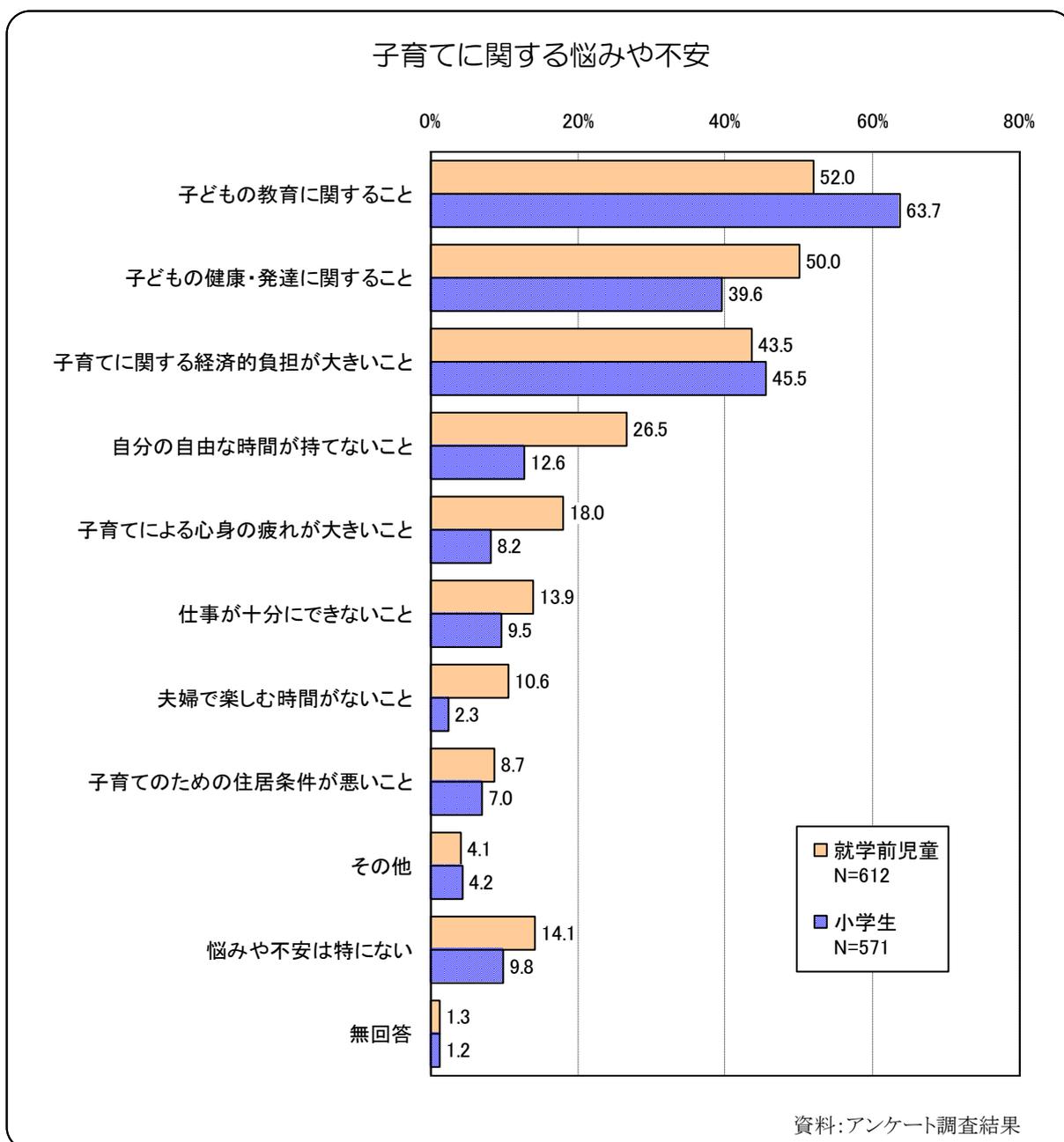
※8園のほか、2園が休園中。

資料:子育て支援課

## 4 アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ

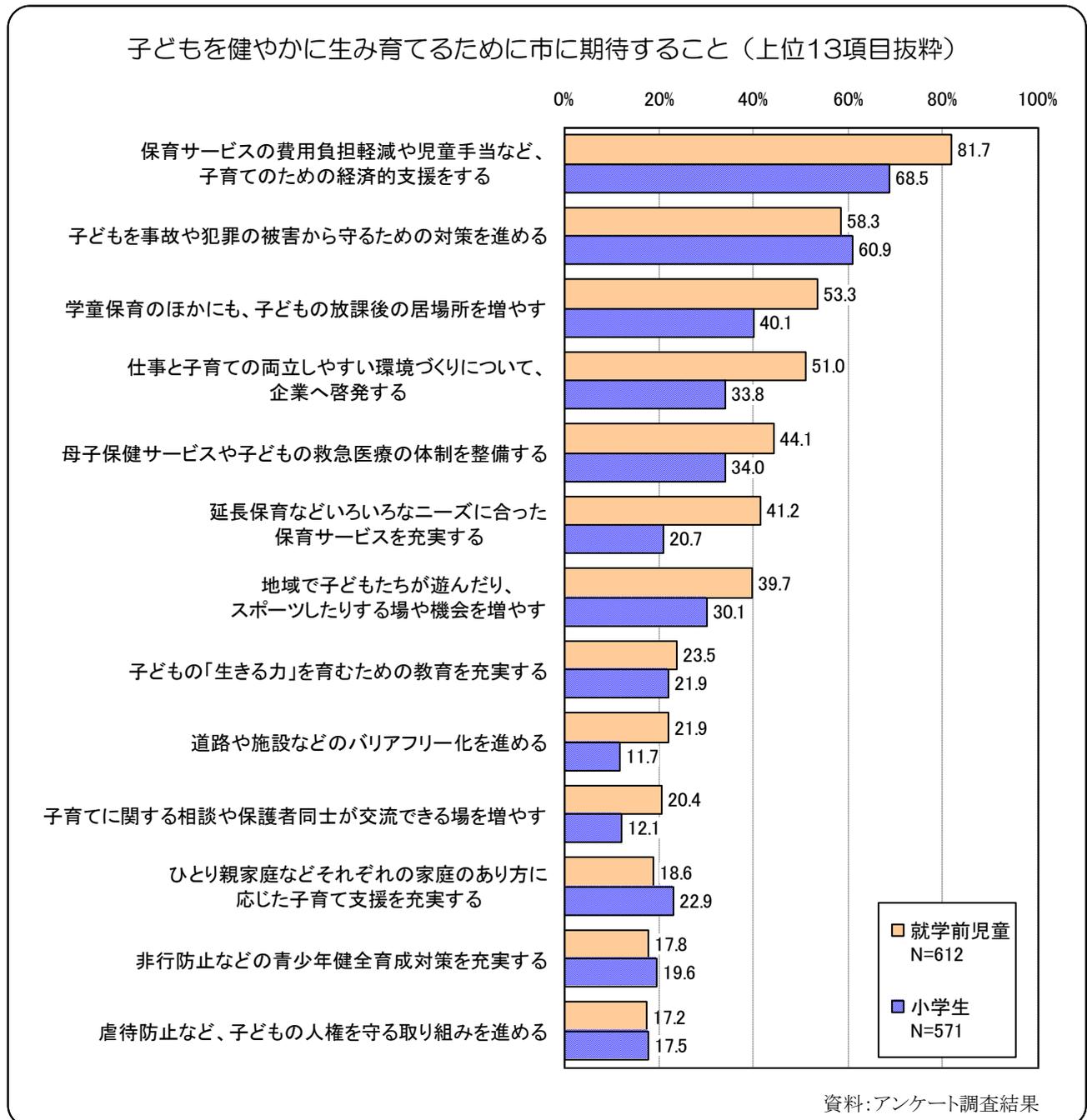
### (1) 子育てに関する悩みや不安

子育て中の保護者に、子育てをする上での悩みや不安を尋ねたところ、就学前児童、小学生の保護者ともに最も回答割合が高かったのは「子どもの教育に関すること」で、「子どもの健康・発達に関すること」や「子育てに関する経済的負担が大きいこと」がそれに続いています。



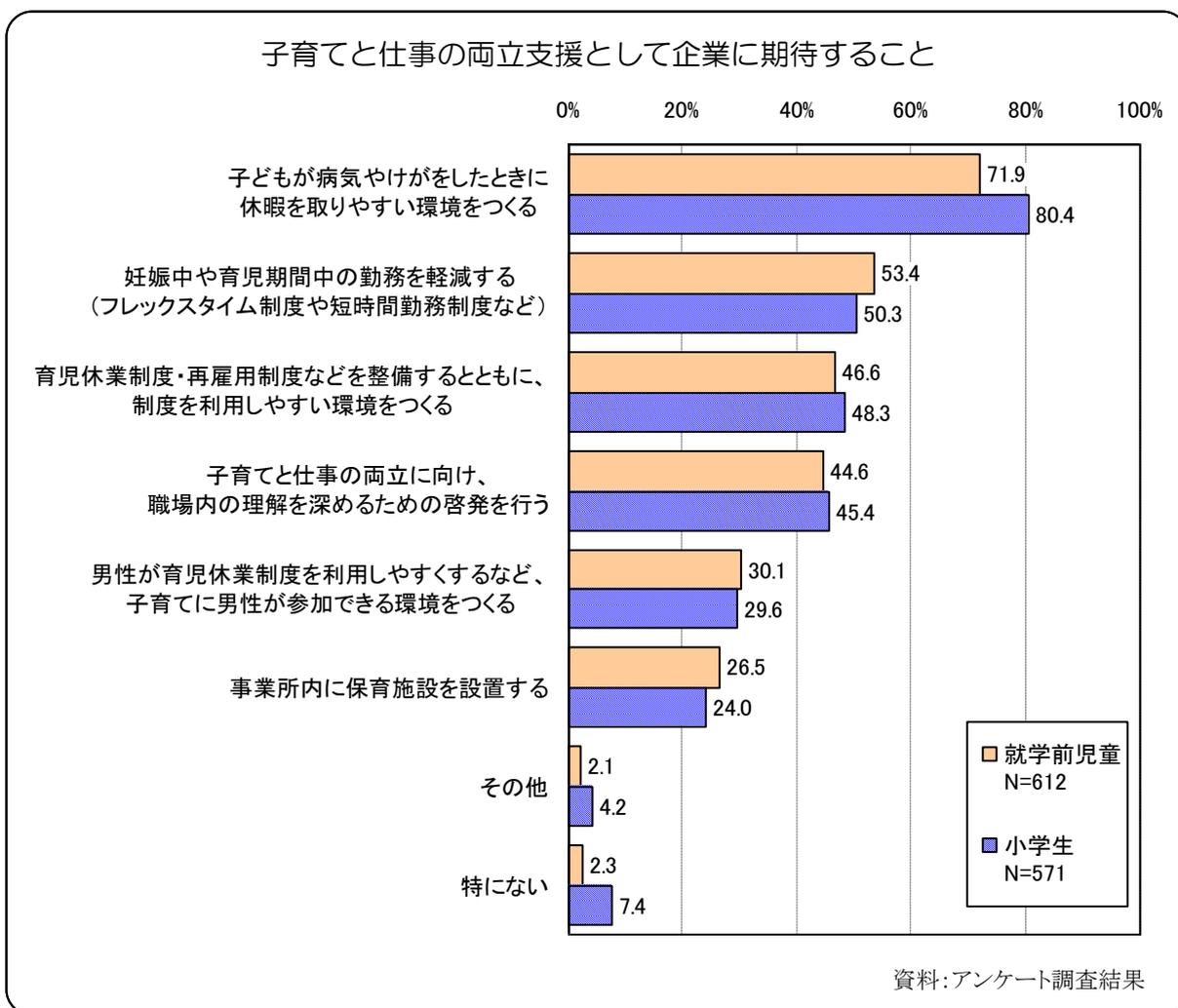
(2) 子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること

子育て中の保護者に、「子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること」を尋ねたところ、就学前児童、小学生の保護者ともに最も回答割合が高かったのは「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」で、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」がそれに続いています。



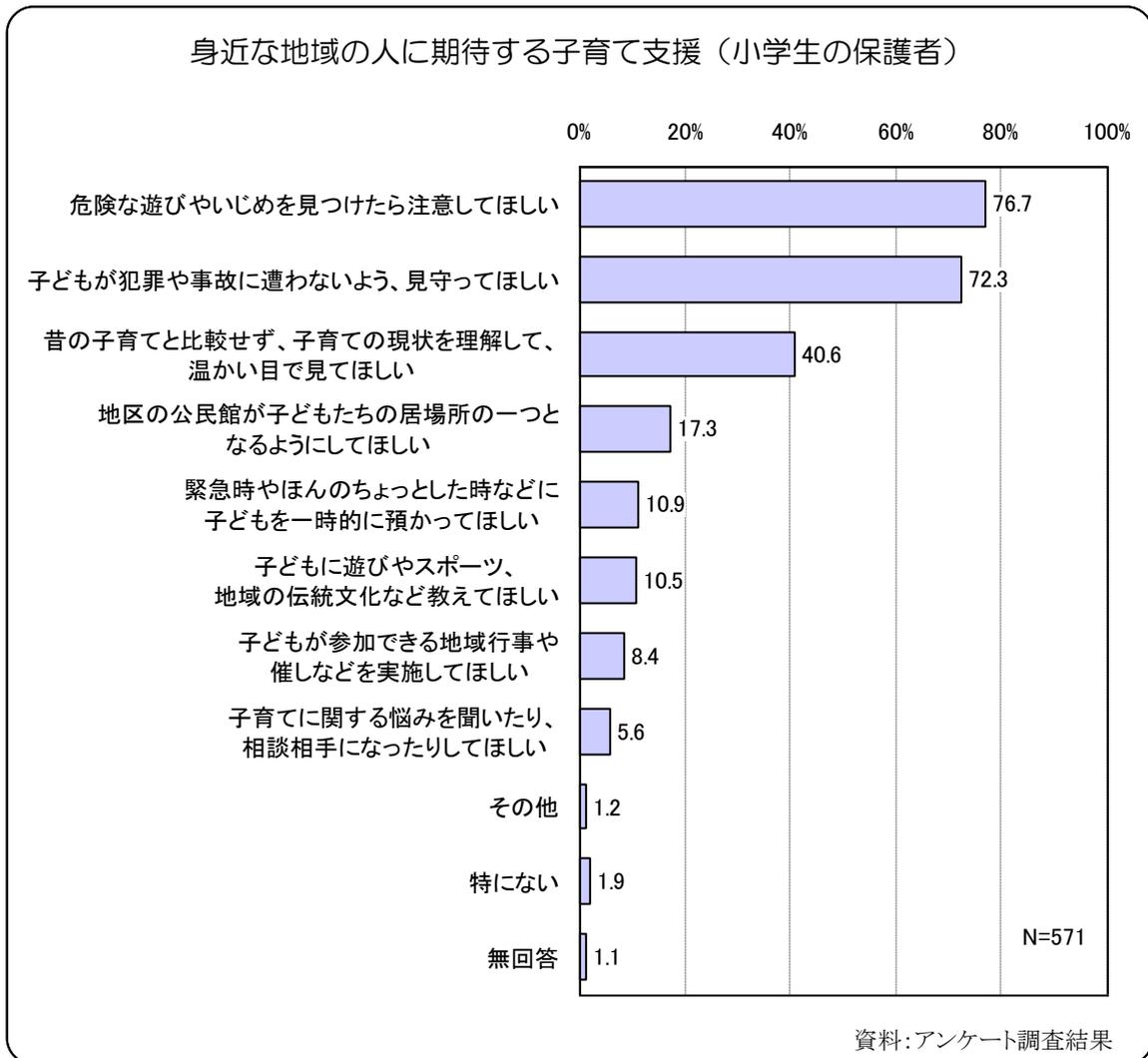
### (3) 子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること

子育て中の保護者に、「子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること」を尋ねたところ、就学前児童、小学生の保護者ともに最も回答割合が高かったのは「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」で、「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など）」がそれに続いています。



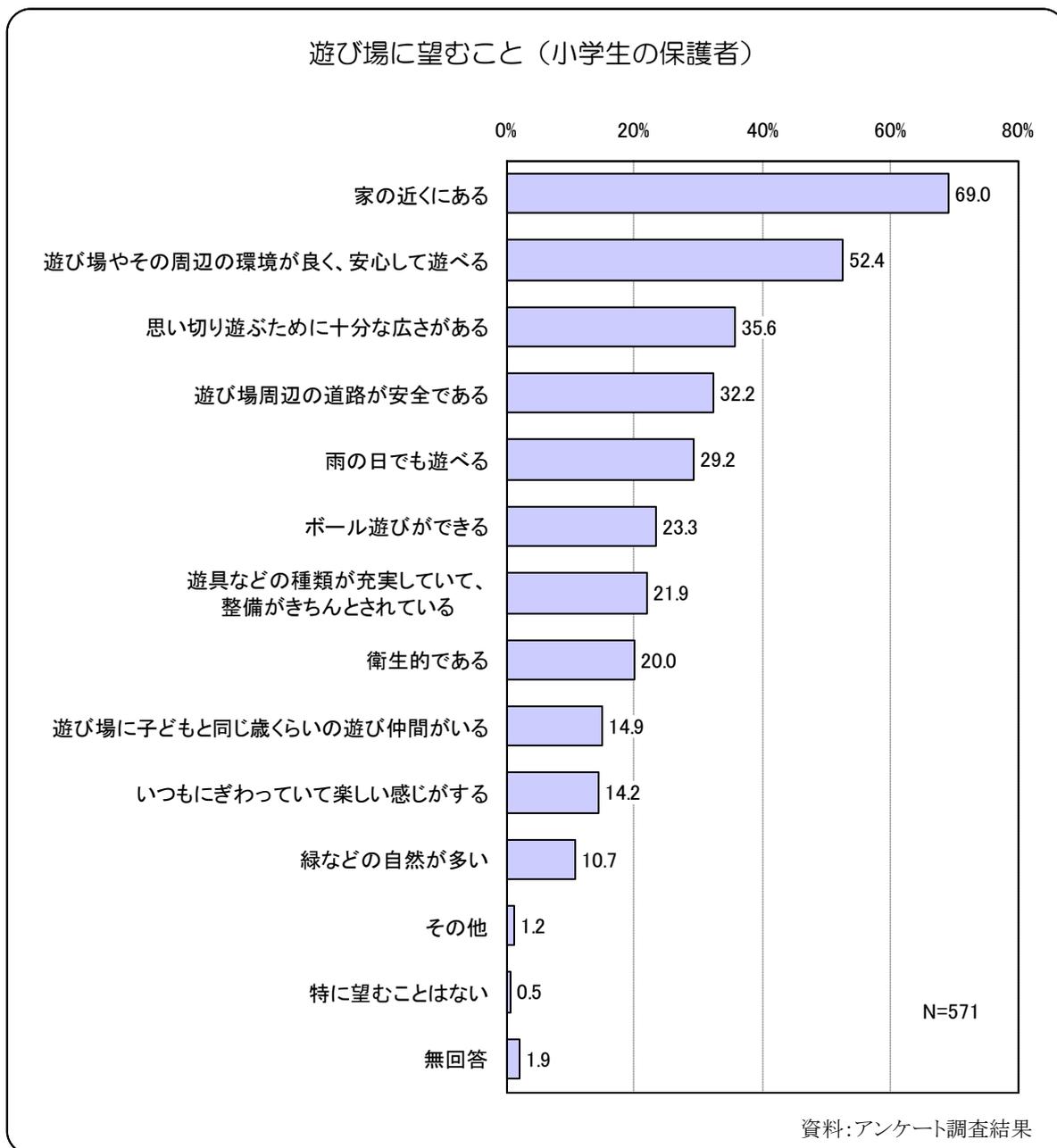
## (4) 身近な地域の人に期待する子育て支援

小学生の保護者に、「身近な地域の人に期待する子育て支援」を尋ねたところ、最も回答割合が高かったのは「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」(76.7%)で、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」(72.3%)がそれに続いています。



(5) 遊び場に望むこと

小学生の保護者に、どのような遊び場を望むか尋ねたところ、「家の近くにある」という回答が 69.0%と最も多く、以下、「遊び場やその周辺の環境が良く、安心して遊べる」(52.4%)、「思い切り遊ぶために十分な広さがある」(35.6%)、「遊び場周辺の道路が安全である」(32.2%)などが続いています。



## 第3章 計画の内容

基本理念や基本目標に基づき実施する具体的な施策の内容については、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に定められた「基本的記載事項」を中心に荒尾市の実情に応じたその他の施策を盛り込みました。

### 1. 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では、本市の地理的条件から鑑みて、行政区や小学校校区単位で需給調整を行うには範囲が狭すぎると考えられること、本市内の幼稚園・保育所において、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園をしている現状があること、本市は近年他市町村との合併は行っていないこと等を考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしました。

### 2. 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所・認定こども園の利用実績やニーズ調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、都道府県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市町村から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状と課題】

本市内では、現在幼稚園8園（うち1園は認定こども園）・保育所9園が設置されています。幼稚園では定員割れの園が多い一方、保育所では定員以上の受け入れをしているにもかかわらず、平成26年4月時点で12名の待機児童が発生しており、保育ニーズに供給が追い付いていない状況です。

また、市内の認可外保育施設としては、幼稚園に併設されている保育施設や病院等で職員用に設置されている事業所内保育施設があります。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

		27年度			28年度			29年度		
①量の見込み		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		450	900	730	440	900	730	430	880	700
②確保 方策	幼稚園	195	/	/	110	/	/	110	/	/
	保育所	/	640	520	/	643	522	/	643	522
	認定こども園	288	309	166	328	349	186	328	349	186
	地域型保育	/	/	0	/	/	0	/	/	0
②-①		33	49	▲44	▲2	92	▲22	8	112	8

		30年度			31年度		
①量の見込み		1号	2号	3号	1号	2号	3号
		390	860	680	370	830	650
②確保 方策	幼稚園	110	/	/	110	/	/
	保育所	/	643	522	/	643	522
	認定こども園	328	349	186	328	349	186
	地域型保育	/	/	0	/	/	0
②-①		48	132	28	68	162	58

【量の見込み】

保育所への申込数は年々増えていますが、保育を必要とする2・3号認定児童の数は、現在よりもさらに増加し、平成28年度頃に1630人とピークを迎える見込みです。保育ニーズは、就学前人口の減少に伴い、計画期間後半から緩やかに減少していく見込みですが、当面の間は高い水準を維持するものと見られます。

また、保育を必要としない1号認定児童の数は、幼稚園の入所児童数が徐々に減少していることから見て、2・3号認定児童よりも早いペースで減少していく見込みです。

**【確保方策】**

保育所については、これまで保育ニーズの増加に合わせて順次定員を増やしてきました。現状のまま、これ以上定員を大きく増やすことは困難ですが、公立保育所2園のうち万田保育園は平成28年4月からの民営化を計画しており、5名程度定員を増やす予定です。残る公立の清里保育園については、万田保育園の民営化完了後に改めて状況を見た上で、民営化もしくは廃止を検討します。

幼稚園については、保育所と異なり園児数が減少傾向にあります。平成25年4月から市内幼稚園のうち1園が認定こども園に移行しました。残りの園についても、その多くが認定こども園への移行の準備を進めている状況です。幼稚園は、原則1号認定児童のみが利用できる施設となっていますが、認定こども園に移行することで長時間の保育が必要な2・3号認定児童も利用できるようになり、一体的な教育・保育の提供が期待されます。

幼稚園が認定こども園に移行することは、保育が必要な児童を持つ保護者の選択肢が増えることにつながり、保育所の待機児童の解消策としても有効であると考えられるため、本計画の確保方策として盛り込むこととしました。

具体的には、既に認定こども園に移行している1園と平成27年4月から認定こども園への移行を予定している5園を合わせた6園を平成27年度時点での認定こども園の数と見込んでいます。さらに、28年度には、もう1園を加えた7園として認定こども園の確保量を設定しています。

これにより、平成29年度には、すべての認定区分においてニーズ量を満たすだけの確保ができることとなります。ただし、私立幼稚園が認定こども園に移行するかは、基本的に事業者の判断に委ねられているため、今後の国の制度変更等によっては現在の予定どおり移行が進まないことも想定されます。その場合は、適宜見直しを行い、地域型保育など他の確保方策を検討することとします。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やニーズ調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

##### 【現状と課題】

市内保育所全園にて18時から19時までの1時間の時間外保育を実施中です。私立保育所では、市が費用の一部について補助を行うことで実施をしています。

##### 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	470	470	470	470	470
②確保方策	470	470	470	470	470
②-①	0	0	0	0	0

##### 【量の見込み】

保育所の入所児童数の増加にもかかわらず、時間外保育の利用者数はあまり変化がないので、24～25年度の利用実績をもとに一定数で設定しました。

##### 【確保方策】

保育所については、現在の体制にて対応できる見込みです。また、認定こども園における時間外保育事業の実施については、利用者のニーズなどを見ながら今後検討していきます。

## (2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、学校の余裕教室や公民館などの施設において、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

### 【現状と課題】

市内6か所（対象は7校区）にて学童クラブを実施中です。実施場所は、万田小校区を除くと学校の敷地外の施設での実施となっています。また、それぞれのクラブの運営は、市から社会福祉法人等に委託する形で行っています。

これまで、ニーズが高いと見込まれる校区から順次開設してきましたが、平成26年度現在で未設置校区が3か所（平井小、有明小、清里小）ある他、利用希望者が多い中央小校区と一小校区において待機児童が発生している状況です。

また、学童クラブとは別に、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を設けるための放課後子ども教室が桜山小、八幡小、有明小にて実施されています。

### 「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	学童①	学童②								
①量の見込み	350	40	350	40	370	60	400	60	410	70
②確保方策	380		440		440		440		480	
②-①	▲10		50		10		▲20		0	

※ 学童①は低学年児童、学童②は高学年児童。

### 【量の見込み】

学童保育の利用者数は年々増加しています。就学前児童の場合と異なり、計画期間中において小学生の人口はあまり減少しない見込みのため、今後もニーズ量は増加していくものと見られます。就学前児童の保育ニーズのピークを平成28年頃とした場合、数年遅れて就学児童の保育ニーズのピークがやってくるのが想定されます。

また、平成27年度からは学童クラブの利用対象が、これまでのおおむね小学3年生までから小学6年生までと拡大されるため、さらにニーズ量が増えることも考えられます。

### 【確保方策】

未設置校区については、計画期間初年度の27年度から設置を進めていきます。また、利用希望者が多い2つの校区については受入児童数を増やすため、実施施設の増設や分割を検討します。

国は平成26年度に「放課後子ども総合プラン」を策定し、平成31年度末までに国全体で学童クラブを新たに30万人分整備することを目指しています。また、学童クラブと放課後子ども教室の連携及び一体的な運用や新たに開設するクラブの多くを学校内で実施するという方針も示しています。

このプランに基づく国の具体的な施策は明らかになっていませんが、市としても、今後児童福

社部局と教育委員会が連携して、学童クラブと放課後子ども教室との連携や学校内でのクラブの設置について検討していきます。

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

#### 【現状と課題】

本市内、熊本市及び大牟田市の児童養護施設・乳児院にて実施しています。宿泊を伴う預かりも可能ですが、施設の人員が限られているため、希望どおりの利用ができない場合もあります。

#### 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	110	110	110	110	100
確保方策	110	110	110	110	100
②-①	0	0	0	0	0

#### 【量の見込み】

アンケート調査では直接の利用希望はありませんでしたが、「宿泊を含んだ預かりの必要があったものの親族などに頼むのが非常に困難だった」と回答した割合をもとにニーズ量を見込みました。

#### 【確保方策】

各施設の利用定員は1日数名程度と多くはありませんが、ニーズ量自体が限られているため、現在の体制で対応できる見込みです。緊急に保護を必要とする児童が利用することもあるため、委託施設や児童相談所と連携して対応していきます。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳児）

子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」と呼ばれることもあります。

##### 【現状と課題】

市内3か所の保育所（なかよし・桜山・カンガルー保育園）に委託して実施しています。実施施設のうち、なかよし・カンガルー保育園は週3日、桜山保育園は週5日の活動日を設けています。

##### 「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	10,200	9,240	9,000	8,520	8,280
確保方策	10,200	9,240	9,000	8,520	8,280
②-①	0	0	0	0	0

##### 【量の見込み】

保育所・幼稚園に通っていない未就園児童を主な対象児童と想定し、ニーズ調査の利用希望割合をもとに設定しています。幼稚園や保育所などへの就園割合は増えていくものと見込まれるため、量の見込みは右肩下がりとなっています。

##### 【確保方策】

27年度の量の見込みは、実績より多い数字が出ていますが、現在の3か所体制で対応できる見込みです。

**(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり）**

現在幼稚園で実施されている預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと。）に相当する事業です。「子ども・子育て支援新制度」においては、一時預かり事業の類型の一つとして市が実施主体となって行うこととなります。

**【現状と課題】**

市内のすべての幼稚園で、働く保護者などのために、平日夕方までの預かり保育を実施している他、土曜日や長期休業期間中の預かりを行っている園もあります。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日)

		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
①量の見込み		1号認定	2号認定								
			9,000	33,600	8,800	33,600	8,600	31,200	7,800	3,1200	7,400
②確保方策	一時預かり事業	9,000		8,800		8,600		7,800		7,400	
	認定子ども園※	33,600		33,600		31,200		31,200		28,800	
②-①		0		0		0		0		0	

※幼稚園が認定子ども園に移行することで、対応することが見込まれる量。2号認定の児童が対象。

**【量の見込み】**

預かり保育の利用には、保護者の急用などを理由とする単発的な利用と就労などを理由とする恒常的な利用があると推測されます。そこで、教育・保育の認定区分における1号認定児童を一時的な利用、2号認定児童の一部を恒常的な利用の対象と想定しました。2号認定児童については、アンケート調査において、就労などの理由により保育が必要であるが、保育所ではなく幼稚園等の学校教育を希望すると回答した割合を用いました。就学前児童の減少に伴い、ニーズ量は徐々に減少すると見込んでいます。

**【確保方策】**

現在幼稚園に在園している児童のうち、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童については、幼稚園が認定子ども園に移行した場合、2号認定として長時間の預かりが可能となるため、一時預かり事業の対象とはなりません。このため、2号認定児童については認定子ども園にて対応し、1号認定児童は一時預かり事業で対応することを想定して確保方策の数字を設定しています。

ただし、共働き家庭等においても、保護者の意向で認定子ども園でない幼稚園を希望することも考えられるため、そのような場合には一時預かり事業にて対応することとします。

## (6) 一時預かり事業(その他)、ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童)、子育て短期支援事業(トワイライト)

一時預かり事業(その他)…家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業…子育ての援助を行いたい人(協力会員)と援助を受けたい人(利用会員)が会員として登録するセンターを開設し、会員同士の援助活動の調整や講習等を行う事業です。援助活動としては、主に子どもの預かりや保育施設への送迎があります。

子育て短期支援事業(トワイライト)…子育て短期支援事業のうち、夜間に預かりを行うもので、宿泊はありません。

### 【現状と課題】

一時預かり事業(その他)…現在市の事業としては、実施していません。市内私立保育所7園にて、自主事業として実施していますが、通常の入所児童の増加に伴い、一時預かりの利用希望に応えられないケースが増えてきています。

ファミリー・サポート・センター事業…市からの委託事業として、平成23年度に市内の桜山保育園内にセンターを開設しました。会員数及び利用件数は徐々に増えてきていますが、安定した事業運営のためには、特に協力会員の確保が必要となります。

子育て短期支援事業(トワイライト)…市内、熊本市及び大牟田市の児童養護施設・乳児院にて実施しています。宿泊を伴わない夜間の利用希望は少ないため、利用実績はあまり多くありません。

### 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1,840	1,640	1,640	1,560	1,510
②確保方策	一時預かり(その他)	0	400	800	1,350	1,300
	ファミサポ(就学前)	160	180	200	200	200
	子育て短期支援(トワイライト)	10	10	10	10	10
②-①		▲1,670	▲1,050	▲630	0	0

【量の見込み】

通常は家庭で保育が可能であるが、一時的な預かりを必要とする児童として、保育所・幼稚園の未就園児童を対象児童とし、アンケート調査における利用希望割合や保育所への実績調査などからニーズ量を見込みました。

【確保方策】

一時預かり事業の主な実施場所としては、保育所・認定こども園などを想定していますが、保育所の待機児童解消を優先課題とするため、一時預かり事業については施設や職員配置の状況を見ながら、28年度以降に徐々に実施箇所数を増やしていくことを検討します。

ファミリー・サポート・センターについては、保育所等が開いていない休日の預かりや短時間の預かり、保育施設等への送迎なども可能であり、通常の一時預かり事業と組み合わせることで多様なニーズに対応していく予定です。

子育て短期支援事業（トワイライト）は、ニーズが限られているため、現在の体制で継続して実施していきます。

（7）病児・病後児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状と課題】

市内の診療所1か所に委託して実施しています。利用件数は年々増加する傾向にあります。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位：人日)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,180	1,220	1,260	1,200	1,160
②確保方策	1,180	1,220	1,260	1,200	1,160
②-①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査の結果や利用実績から、今後もしばらくはニーズ量が増加することが見込まれます。

【確保方策】

平成22年度の開設以来、年々利用児童数は増加していますが、平成24年度に施設の増築を行い、定員を最大8名から14名に増やしたため、予想されるニーズ量の増加についても対応できる見込みです。

**(8) ファミリー・サポート・センター事業（小学生）**

ファミリー・サポート・センター事業…（再掲）P〇〇参照

**【現状と課題】**

本市のファミリー・サポート・センターでは、おおむね生後6か月から小学6年生の児童までを対象としています。小学生の預かりの利用希望はそれほど多くありませんが、学童クラブや習い事の教室等への送迎の利用は一定の実績があります。

**「量の見込み」と「確保方策」**

(単位：人日)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	230	250	280	280	280
②確保方策	230	250	280	280	280
②-①	0	0	0	0	0

**【量の見込み】**

小学生の児童を持つ保護者へのアンケート調査では、直接の利用希望はありませんでしたが、利用実績は一定数あるため、これをもとにニーズ量を見込みました。ファミリー・サポート・センター全体の会員数・利用件数は増加傾向にあるため、量の見込みについても徐々に増えていくものとして設定しています。

**【確保方策】**

ニーズに対応するためには、協力会員の確保が欠かせないため、委託先法人と連携して継続的な周知活動を行っていきます。また、会員の資質の向上のための研修等の実施についても、検討していきます。

### (9) 利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

#### 【現状と課題】

子ども・子育て支援法に基づく新規事業のため、現在は未実施です。現在、子育て支援サービスに関する情報提供や相談については、市広報・ホームページによる周知の他、市役所や保育所、地域子育て支援拠点事業等において個別に対応している状況です。

#### 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：箇所数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

#### 【量の見込み】

アンケート調査では利用者支援事業に関する直接の設問はありませんでしたが、子育て支援サービスの利用等についての相談は一定のニーズがあると見込まれます。また、国が示した事業案では、おおむね中学校校区3か所につき1か所の設置を想定していることから、本市では計画期間の「量の見込み」を1か所と設定します。

#### 【確保方策】

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、これまで以上に子育て支援サービスの内容や手続きについての利用者支援の必要性が高まることが予想されるため、早期の実施を目指します。実施場所については、市役所窓口や保健センターなど利用者が相談をしやすい場所での実施を検討します。

### (10) 妊婦健康診査（ニーズ調査対象外）

妊産婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

(単位：人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	410 (健診回数 14回)	393 (健診回数 14回)	380 (健診回数 14回)	365 (健診回数 14回)	351 (健診回数 14回)

## 【量の見込み】

計画期間中に推定される出生数をもとに量を見込みました。本市の出生数は、現在は400人～500人の間で推移していますが、今後は若年女性人口の減少に伴い、減少していくことが見込まれます。また、健康診査の回数は国が示した標準的な健康診査に基づくものです。

## 【提供体制】

市保健センターにて母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付しており、市が委託している熊本県及び福岡県医師会加盟の医療機関にて受診できます。

また、里帰り等で熊本県及び福岡県医師会加盟医療機関以外で受診する場合は、償還払いで費用助成を行う体制も整えています。

## （11）乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業（ニーズ調査対象外）

乳児家庭全戸訪問事業…生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

養育支援訪問事業…支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です。

(単位：人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	500	490	470	460	440

## 【量の見込み】

推計出生数と事業実績をもとに、乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業を合わせたニーズ量を見込みました。出生数の減少に伴い、必要事業量は減少していくものと見込まれます。

## 【提供体制】

乳児家庭全戸訪問事業は、母子保健法に基づく新生児訪問指導と組み合わせて、担当職員その他、助産師や保健師等による訪問を行っています。

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、担当職員及び家庭児童相談員等が継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行っています。

## 4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

### (1) 認定こども園について

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ※	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、「子ども・子育て支援新制度」においては、学校及び児童福祉施設としての新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その必要性は高いものであると考えられます。

認定こども園への移行自体は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられることとなりますが、本市においては、市内における認定こども園の窓口を一本化し、認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所に対する支援について取り組んでいくとともに、移行後の施設についても研修の充実や施設への指導監督等を通じて、質の確保を図っていきます。

また、認定こども園制度は平成18年度から実施されていますが、保護者にとってその具体的な内容についての認知度はいまだに低いことから、「子ども・子育て支援新制度」に基づき保護者が適切な施設を選択できるよう、その周知にも努めていきます。

### (2) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

特に原則満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育は、満3歳以降も引き続き教育・保育を利用できるよう、保育所や認定こども園等と連携していくことが重要です。これについては、市条例等に定められた基準に基づき、必要な連携施設の確保を図っていきます。

また、教育・保育施設と小学校等との連携についても、荒尾市幼、保、小、中連携協議会等の実施を通じて、小学校への就学や中学校への進学の際の学校間の段差を少なくし、円滑な就学が出来るよう、取り組んでいきます。

## 5. 産後の休業及び育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産休、育休明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育休の取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
利用者支援事業	保護者が、保育所等を円滑に利用できるよう、専門の支援員が相談に応じ、情報提供や関係機関との連絡調整を行う。	新制度に基づく新規の事業であり、早期の実施を目指す。
保育所の入所における配慮	年度途中からの入所希望についても、前年11月から申込を受け付け、育休明けの入所については入所選考時に優先的に取り扱う。	申込時期や手続き内容について、保護者への周知を図っていく。

## 6. 親と子どもの健康づくりの促進

母子を取り巻く環境が複雑化・多様化する近年において、妊娠中から子育て中の親子とその家族が、主体的に自らの健康に関心を持ち、お互いを支え合い理解し合えるような環境づくりが必要となります。加えて、切れ目ない母子の健康支援を行うためには、地域の母子保健と学校保健との連携が必要不可欠です。今後、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないように支える地域づくりも重要です。

### (1) 健やかな妊娠、出産への支援

近年、早産、低出生体重児が増加した要因として、歯周疾患、喫煙、飲酒、妊娠中の高血圧、妊娠中に必要な体重増加不良などが指摘されています。また、胎児期から乳幼児期に至る栄養環境が将来の生活習慣病の発症リスクに影響することが指摘されており、低出生体重児の割合を減少させることが、成人期の生活習慣病を予防することにつながります。加えて、妊娠中の高血圧や糖尿病等は、将来、母親自身の生活習慣病を引き起こす可能性を高くします。

本市の出生数は横ばいですが、そのうち低出生体重児の割合は12.6%（平成24年）と、県平均より高い状況にあります。低出生体重児のうち妊娠高血圧症候群や尿蛋白異常の割合は高い状況にあるため、妊娠中における正しい知識を持ち、妊婦自身で健康管理を行うことができるよう、適切な保健指導を行う必要があります。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
母子健康手帳交付時のプレマクラス	早産、低出生体重児予防のために、歯周疾患、喫煙、飲酒、妊娠高血圧症候群、適切な体重増加量について保健指導を行う。	妊娠初期の届出者の割合（11週以下）を増加させ、妊娠初期における健康管理の意識付けを行う。また、低出生体重児出生割合を低下させるため、妊娠期の経過を妊婦自身が理解し、対処できるような指導を行っていく。
妊婦健康診査	妊娠中の母子の健康管理のために最大14回分までの費用助成を行う。また、発行時に健診内容、受診の必要性、受診時期について説明を行う。	健康状態への関心を深め、妊婦健康診査の結果と胎児の成長を理解し、望ましい生活習慣を獲得できるよう保健指導を行う。
妊婦健診結果を用いた産婦生活習慣病予防	妊娠中に、高血圧や糖尿病になった産婦に対し、新生児訪問や育児学級の際に生活習慣改善のための保健・栄養指導を行う。	将来の生活習慣病リスクを有する産婦に対し、医療機関への受診勧奨や生活習慣病予防のために、家族を含めた保健・栄養指導を行う。

## (2) 子どもの健やかな成長発達への支援

乳幼児期は、身体の発達を促し機能を高める重要な時期です。健康的な生活リズムを獲得することで、健やかな心身が形成されます。平成25年度乳幼児健診結果によると、起きるのが遅い、起床7時以降(37.2%)、朝食を毎日食べない(10.6%)、寝る時刻が遅い・不規則(19.3%)、歯みがき・仕上げ磨きをしない(10.5%)など子どもの生活習慣の乱れが伺えます。また、これらは、保護者の生活スタイルに大きく左右される傾向にあり、保護者自身の生活習慣病を引き起こす可能性も考えられます。

保護者の生活習慣改善はもちろん、健康や発達についての必要な知識の習得や健診による疾病の早期発見など、子どもが健やかに成長、発達していくための相談や指導等の体制作りが重要です。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
保健師、助産師による 新生児訪問、乳児家庭 全戸訪問事業	母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、子育て支援に関する情報提供や、適切な支援を行う。	出生後、適切な支援を受けることができるような体制を整える。
乳幼児健康診査	月齢に相応した発育・発達状況の確認、障がいや疾病の早期発見を行う。また、保護者に対し、育児支援のための情報提供を行う。必要時、関係機関との連携を図りながら継続的な個別支援を行う。	保護者が一般的な発達段階や規則正しい生活習慣を理解し、困りごとに保護者自身が対処できるような保健指導を行う。また、健診後の要観察者に対し、訪問や電話確認等で継続支援を行う。
幼児健診等における 歯科衛生士による歯 科指導	幼児健診時において、歯科衛生士による口腔機能の発達、むし歯予防や歯みがき等に関する歯科指導を行う。	各年齢におけるむし歯の有病率や1人平均むし歯本数の減少を目指す。歯科衛生士を確保し、今後は、育児相談や離乳食教室などの他の事業においても、咀嚼力の形成など口腔機能の発達に合わせた歯科指導が必要である。
フッ化物洗口及びブ ラッシング指導等の 巡回支援	市内の保育所、幼稚園及び小中学校において、フッ化物を用いた洗口を集団で実施する。また、洗口未実施園に対しては、ブラッシング指導等を行う。	市内における全保育所及び幼稚園及び小中学校での実施を目指し、働きかけを行う。
予防接種	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を行う。	接種率向上のため、各種事業にて接種勧奨を行う。
離乳食教室	乳児をもつ保護者に対し、離乳食の重要性や進め方を理解し、実践できるよう管理栄養士による講話と調理実習を行う。	参加者の確保のため、呼びかけの方法や実施回数等の検討を行う。
子ども医療費助成	平成26年11月診療分から、助成の対象を小学3年生までに拡大し、医療費負担の軽減を図る。	対象拡大後の実施状況を踏まえて、今後小学6年生までの拡大について検討を行っていく。

### (3) 育児不安を感じる保護者への支援体制の構築及び充実

近年、育児中の家庭の孤立が指摘されており、親が育児に不安や困難さを感じつつ、解消されないまま抱え込むことがあります。育児不安や困難さが起こりうる背景は、子どもの要因、親の要因、親子を取り巻く環境の要因など様々です。

本市においても心理相談の件数は、年々増加しています。心理相談を希望する理由には、子どもの発達・発育の偏りから保護者が育てにくさを感じている場合や、近年は、家庭環境や保護者の関わりが問題となっている場合が多く、今後も増加するものと考えられます。子どもの成長発達は個性が高いため、悩みにあった相談ができる場を設け、保護者への周知を行わなければなりません。また、支援を要する子どもに対し、各関係機関との連携強化を図り、就学前から切れ目のない支援が必要です。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
心理相談	発達の遅れ、保護者への育児支援が必要な場合、臨床心理士による個別相談を行う。	支援が必要な子どもの対応方法を理解できるような相談を行う。また、関係機関との連携を図る。
育児相談 2か月児育児学級	保護者が安心して子育てができるよう、必要な指導や情報提供等を行い育児に関する不安や悩みを解消できる場を設ける。	保護者への周知を図り、参加者数の増加を目指す。
母子保健推進員活動 事業	健診の受診率向上のため、健診未受診者への訪問を行う。また、訪問時には保護者の相談相手となり、育児不安の軽減に努める。	母子保健推進員の確保。推進員の研修会を開催し、資質向上に努め、活動の充実を図る。

## 7. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実及び県の施策との連携

### (1) 社会的養護体制の充実

社会的養護とは、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でないと認められる児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。社会的養護を必要とする児童の数は年々増加しており、特に近年は児童虐待を要因とするケースが増加しています。

本市内には、児童養護施設（シオン園）と児童家庭支援センター（キッズ・ケア・センター）が設置されていることから、これらの地域資源を活用し、支援体制の整備を進めていきます。

また、近年大規模な施設養護から里親やファミリー・ホームといった家庭的養護への移行も推進されていることから、児童相談所や児童養護施設等と連携し、里親制度周知のための説明会の開催等、里親の開拓や里親支援につながるような広報・啓発を行っていきます。

## (2) 児童虐待防止策の充実

児童相談所における児童虐待に関する対応件数は、児童虐待防止法施行前と比較して平成 24 年度時点で 6 倍近くにまで増加しています。本市においても、平成 25 年度の家庭児童相談への虐待通告は 61 件となっており、増加傾向にあります。

虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図るためには、関係機関が要保護児童に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。本市においても、市、児童相談所、保育所、学校、警察、医療機関等から構成される『荒尾市虐待防止等対策地域協議会』が中心となって、関係機関における情報の共有や支援方針の検討等の連携を図っていきます。

また、近年は特に虐待の発生予防の重要性が指摘されていることから、妊婦・乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等の実施を通じて、精神疾患や経済的に不安定等のリスク要因のある家庭を早期に把握するとともに、特に支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
荒尾市虐待防止等対策地域協議会	関係機関による代表者会議、実務者会議を年 1 回ずつ開催するとともに、必要に応じて個別ケース検討会を随時開催する。	関係者の専門性や資質向上のための研修会等の開催を検討する。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う。	緊急一時的な利用もあり得るため、委託先となる児童養護施設と連携して、適切な対応を行っていく。
妊婦・乳幼児健康診査、乳児全戸訪問事業（再掲）	虐待のリスク要因のある家庭を早期に把握することで、虐待の発生予防を図る。	関係機関が連携し、支援が必要な家庭の把握に努める。
養育支援訪問事業	支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う。	関係機関が連携し、支援が必要な家庭の把握に努める。
相談体制の整備	女性福祉相談員や家庭児童相談員において、相談を実施する。	それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援につなげられるよう、相談員の資質向上に努めていく。

### (3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このようにひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

本市では、これまで行ってきた各種経済的支援策に加え、母子家庭等日常生活支援事業等の生活支援についても検討していきます。また、『熊本県ひとり親家庭等自立促進計画』に基づき県が行う就労支援や相談事業といった施策についても、県と連携して情報提供を行っていきます。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
子育て短期支援事業（再掲）	POO参照	POO参照
母子家庭等日常生活支援事業	一時的に生活支援や保育サービスが必要とするひとり親家庭に対し、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活の安定を図る。	現在は未実施。特に家事援助等の生活支援について、早期の実施を検討する。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の医療費負担について、費用の一部の助成を実施。	現状の実施内容で、今後も継続して実施していく。
相談体制の整備（再掲）	POO参照	POO参照
母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の保護者に対し、受講する講座の費用助成や受講期間中の給付金の支給を行う。	制度の周知と利用促進に努める。
保育所等の入所における配慮	保育所入所における選考の際に、優先的に入所できるよう配慮している。	認定こども園への入所についても保育所同様の配慮を行っていく。

#### (4) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、保育所、小学校等において、関係者が教育上必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

本市としては、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦・乳幼児に対する健康診査等を推進していきます。また、幼稚園・保育所・認定こども園や学童クラブを運営する事業者とも連携し、各施設における障がい児の受入れも積極的に行っていきます。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
妊婦・乳幼児健康診査【再掲】	POO参照	POO参照
保育所等における障がい児の受入の推進	市補助事業として、私立保育所にて障害児保育を実施。公立保育所においても、職員の加配を行っている。	保育所以外の施設についても、障がい児の受入推進や各施設の職員の専門性の向上を図る必要がある。
児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援事業	障がい児の日中や放課後等における居場所を確保し、集団生活への適応訓練等の実施や障がい児の家族の一時的な休息を図る。	事業者と連携を図りながら、ニーズに対して必要な事業量の確保に努める。
居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、移動支援事業等	居宅介護や短期入所、移動支援等のサービスにより、障がい児を在宅介護している家族の負担軽減を図る。	事業者と連携を図りながら、ニーズに対して必要な事業量の確保に努める。
荒尾市特別支援教育総合推進事業	特別支援連携協議会（幼・保、小、中、高、専門家）を組織し、地区別（合同）研修会、中学校区毎の地区コーディネーター会議、巡回相談を実施する。	今後も継続し、段階的支援ができるように地区コーディネーター会議の充実とともに、講演会等の研修内容の充実を図る必要がある。
特別支援教育コーディネーター研修会	年間1回実施し、特別支援教育コーディネーターの役割について、研修を実施する。	今後も継続し、コーディネーターとしての役割を理解させ、学校での特別支援教育の推進を図る。
特別支援教育支援員	平成26年度、小学校に15名、中学校に6名の支援員を配置。また、年2回支援員の仕事の内容、役割の重要性についての研修を実施する。	個別の支援を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあり、支援員の増員を図る必要がある。

## 8. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた県の施策との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会を実現することです。

子育て家庭の保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけではなく、働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むことが重要です。特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

本市では、保育施設や学童クラブの整備、ファミリー・サポート・センター事業等の子育て支援事業の充実に加え、平成24年3月に策定した「第2次荒尾市男女共同参画計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動や両立実現に積極的に取り組む事業者を県へ推薦する等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進していきます。

## 第4章 計画実現のために

### 1 計画の推進体制

本計画の推進に当たって、本市は、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、子どもとその保護者に適切な環境が等しく確保されるよう、各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

特に「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施については、教育・保育施設等を運営する事業者との協力が不可欠です。

また、専門性の高い施策及び複数の市町村にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する子ども・子育て支援事業計画やその他の方針等に基づき、必要に応じて県の協力を受けながら推進を図っていきます。

### 2 進捗状況の点検と評価・公表

本計画については、市子育て支援課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「荒尾市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。併せて、計画の進捗状況については、市ホームページ等で公表を行い、市民への周知を図っていきます。

また、本計画の記載内容について、特に第3章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。